

R 5 生徒心得

私たちは、いつも開聞中学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、学業に励み、礼儀をつくし、学校のきまりを守り、お互いに人格を尊重し、自主的な生活をするとともに伝統を育てながら理想的な校風の樹立に努めよう。

★お互いに気持ちよく一日を過ごせるように次のことを守ろう。

I 学校生活

1 登校、下校

- (1) 家を出るとき、服装はこれでよいか、忘れ物はないか確かめよう。
- (2) 登校後は無断で校外に出ないようにしよう。
(ただし事情がある場合はその理由を言い、担任の許可を得る。)
- (3) 自転車の通学はその条件を満たし、許可を受けた者のみとする。
(条件は別に記載する。)
- (4) 下校時刻は原則午後5時とする。ただし、部活動や係の仕事、居残り等で遅くなる場合は顧問または担任の指示に従う。また、部活動は下記の時刻までに校門を出ることとする。
- (5) 徒歩通学生も11月から3月の間は、反射タスキを登下校時着用する。

4月	18:30
5月～7月	18:45
9月前半	18:30
9月後半	18:15
10月前半	18:00
10月後半	17:45
11月前半	17:30

11月後半	17:20
12月	17:20
1月前半	17:30
1月後半	17:45
2月	18:00
3月	18:15

2 授業

- (1) 始業の前には席に着き、学習用具をそろえて静かに授業を待とう。
(1分前着席，黙想)
- (2) 授業に遅れたら、その理由を明確に授業担任の先生に言う。
- (3) 気分が悪くて授業が受けられないときは保健室で休むことができるが、その際は、必ず事前に教科担任または学級担任に届けてから来室しよう。
- (4) 正しい姿勢で学習に取り組み、先生の説明や発表者の意見を真剣に聞き、発表もするなど意欲的に授業を受けよう。

3 放課後

- (1) 部活動や係の仕事など積極的に活動しよう。
- (2) 教室の戸締まり、机・いすの整理をし、決められた時間までに必ず下校しよう。
- (3) 他の教室への出入りはやめよう。(放課後だけではなく、普段も同じです。)

4 礼儀

- (1) 先生方や来客者、友達に心のこもったあいさつをしよう。
- (2) 校長室、職員室その他の部屋に入るときはノックをして、必ず許可を得てから入ろう。
- (3) 言葉づかいは正しく丁寧にしよう。
- (4) 友人や異性とは、お互いの人格を尊重し、礼儀正しいつきあいをしよう。

5 所持品

- (1) 学習に必要なものは前日にそろえ、学習に不必要なものは持ち込まないようにしよう。
- (2) 貴重品やお金は必要ときしか所持しない。もし持ってきた場合は、自分で責任を持って管理する、もしくは担任に預けよう。
- (3) 教科書、ノートを含め、自分の持ち物には必ず記名をしよう。

6 清掃と美化

- (1) 作業の時は体操服(ジャージ)に着替えて担当区域を全員で協力し、時間いっぱい責任を持って作業しよう。
- (2) 作業用具は決められた場所に整理整頓しよう。
- (3) トイレ・手洗い場はいつも清潔にしよう。(トイレのスリッパはきちんとそろえよう。)
- (4) 公共物は大切にしよう。
- (5) スリッパと下履きの区別をつけよう。体育館シューズで体育館以外に出ないようにしよう。

7 諸届けについて

- (1) 無断欠席をしないようにし、必ず朝のうちに学校(担任)に連絡しよう。
(朝8時までには、必ず保護者が電話連絡か欠席メールをすること。)
(※やむを得ない事情がある場合は、何らかの手段で連絡をすること。)
- (2) 遅刻、早退をする時は担任に届け、許可を得る。
- (3) ガラス、その他の公共物を破損した場合は、必ず担任に届けよう。
(場合によっては弁償もあり得る。)
- (4) 学校や他人のものは無断で借りたりしないようにしよう。
- (5) 所持品をなくしたり、捨てたりした時は先生方に届けよう。

8 その他

忌引の日数は次のとおりとする。

父、母…7日以内 祖父母、兄弟、姉妹…3日以内 おじ、おば…1日以内

II 服装・身なりについて

1 正規の服装

男女ともに制服を着用する。また、ネームは左胸ポケットにつける。ただし、夏服はポケットの上方につける。

《男子用》

- (1) 冬服…学校指定の標準服とする。
 - ① ズボンについては、タックのついていないもので、極端に幅の広くなならない自然なストレート型。
 - ② ベルトは黒とする。
 - ③ 学生服の下には必ずカッターシャツを着るようにする。
 - ④ 寒いときはセーターを着用してよいが、単一色で華美でないものとする。またハイネックは認めない。
- (2) 中間服…カッターシャツとズボンの組み合わせを着用する。
 - ① ズボンは上と同じ。
 - ② カッターシャツは、白を着用する。
 - ③ シャツのすそは、ズボンの中に入れて着用する。
- (3) 夏服…開襟シャツとズボンの組み合わせを着用する。
 - ① ズボンは上と同じ。
 - ② シャツは白を着用する。

《女子用》

- (1) 冬服…紺のセーラー服とする。
 - ① 上着のたけは極端に長すぎたり短すぎたりしないようにする。
 - ② スカーフは、前で結ばず、スカーフ通しに通す。
 - ③ スカートのたけは上着と同生地ジャンパースカート、布のベルトつきとする。
 - ④ スカートのたけは膝頭が隠れる程度とする。
(立て膝をしたとき、すそが床につく程度。)
 - ⑤ 寒いときはセーターを着用してよいが、単一色で華美でないものとする。また、ハイネック(制服の首まわりから見えるもの)は認めない。
- (2) 中間服…ジャンパースカートと白のブラウスの組み合わせを使用する。
 - ① スカートのたけは上と同じ。
 - ② ブラウスは白で丸襟の長袖とする。
 - ③ エンジ色のリボンを結ぶ。

- (3) 夏服……半袖で白のセーラー服とする。
① スカートを上と同じ。色は上着の生地と同じで同色のものとする。
② えり布は紺で、ネクタイはえり布に続いたもので紺とする。

☆ 男女ともに健康衛生面を考え、必ず肌着を着るようにする。
(下に着るものは単一色で華美でないものとする。)

2 更衣の時期・防寒具の着用等について

- (1) 中間服 夏服 冬服の更衣については、各自その日の気温や体調を考えて行うこと。ただし、学校行事等で、全校生徒、あるいは学年ごとに統一することもある。
(2) 急な気温の変化で冬服から中間服に替える時にも必ずネームをつけていること。
(3) 防寒具は、以下のものとし、着用期間は12月～3月とする。
学校指定のジャージ、セーター(単一色で華美でないものとする)、マフラー、ネックウォーマー、手袋、タイツ。
※ニット帽は認めない。

3 その他

- (1) 靴……白の運動靴とする。なお、部活動等で使用するのものについては、この限りではない。(体育館用は学校指定のものとする。また、落書きや改造をしない。)
(2) 髪どめ……ゴムやピンは、アクセサリなどのついていないものとし、色は、黒・紺・茶とする。
(3) 靴下……男女ともに白のソックスを用いる。ハイソックスやルーズソックス、スニーカーソックスは認めない。ワンポイントのものは認める。女子のタイツの使用は黒に限り認める。(ソックス併用可とする。)
(4) カバン……学校指定のカバンとする。カバンに入りきらない場合は、セカンドバッグを使用してよい。アクセサリは自分のカバンが分かるように1つだけつけることができる。
(5) 容姿……男女ともにまゆ毛をそったり、ぬいたりしない。
(6) つめ……裏側から見て、出ないようにする。

Ⅲ 頭髪について

1 基本髪型

〔男子〕

○ 髪の毛の長さ……横：耳にかからない。 前髪：目にかからない。
後ろ髪：襟が完全に隠れない程度とする。

- ① 丸刈り
② スポーツ刈り
③ 長髪(「刈り上げ」)……横や後ろを整えた上で、自然に伸びた髪型。

〔女子〕

- (1) 前髪は目にかからない程度とする。
(ピンはかざりのないもの、暗い色のものの使用を認める。)
(2) 後ろ髪はえりにかかる程度までとし、肩にかかるくらいに長くなったら結ぶか切るようにする。(髪を結ぶゴムの色については、黒・紺・茶とする。)
(3) 「結ぶ」とは、一つ結びまたは二つ結び(極端に高い位置で結ばない)。

2 髪型規定(男女共通)

- (1) 染色、パーマは認めない。ただし、特別な事情がある場合は担任に申し出る。その後、学校長の承諾を経て承認する。
(2) 「そり込み」をしたり、一部のみ長くしたり、短くしたりしない。
※ モヒカン、スキンヘッド、リーゼント、オールバック等、中学生として不自然な髪型は、これを禁止する。

IV 自転車通学について

1 自転車通学条件について

- (1) 自転車通学許可距離については、原則3.0km以上とする。
(対象地区：上野全地区、川尻全地区、物袋集落)
- (2) 身体的な理由など、特別な理由がある場合は許可することもある。

2 自転車通学規定

- (1) 許可自転車の種類については以下のものとする。
 - ① B A A (自転車協会認証) マーク付き
 - ② ボディ指定色……白, 黒, 紺, グレー, シルバー
 - ③ ハンドルの形……標準のものとし, ドロップ, アップ等の変形は認めない。
 - ④ 装備……駐車場の関係でスタンドは両足スタンド, ベル, ライト, チェーンカバー, 鍵, 反射板が付いていること。後方に荷台が付いていること。
女子生徒はスカート巻き込み防止網付き。変速機は6段以下とする。
- (2) 自転車通学者は、交通法規や以下の自転車通学規則を厳守すること。
 - ① 自転車損害賠償保険に加入すること。
 - ② 自転車通学許可を申請し, 許可証を得る。ステッカーを自転車に貼る。
 - ③ 防犯登録をし, 二重ロック等の盗難防止対策をしっかりとしておく。
 - ④ S Gマークがついたヘルメットを必ず着用し, あごひもをしっかりと締めて登校する。
 - ⑤ 駐車時は二重ロックをすることが望ましい。
 - ⑥ 降雨時はカッパを必ず着用する。(傘をさしての運転は交通規則違反です。)
 - ⑦ 自転車整備士による点検を受けている。
 - ⑧ 通学路以外の登下校はしない。
 - ⑨ 二人乗り, 片手運転, 無灯火運転, スピードの出し過ぎ, 信号無視, 右側走行など危険につながる運転は絶対にしない。
 - ⑩ 通学カバンなどの荷物は後ろの荷台にゴム紐でしっかりとくくり, 前かごへは入れない。
 - ⑪ 登下校時には, 必ず「反射タスキ」を着用する。
 - ⑫ 学校からエール, 学校からトミタ薬局までは急な坂で危険なため, ヘルメットを着用し, 自転車を押して登下校する。(過去に交通事故が多数発生しています。)
 - ⑬ 違反した場合は, 自転車通学許可が取り消される場合がある。

☆ 令和5年度における校則の特別措置について

令和5年10月18日(水)に、生徒会からの要望により、生徒会と生徒指導部で下記のことについて協議が行われた。

協議内容

- (1) 防寒着の上着の着用について
 - ・ 現行では、セーター等の防寒着を制服の内側に着込むとしているが、登下校時に上着の着用を認めていただきたい。
- (2) 髪型について
 - ・ 女子の髪型について、長い場合は、お団子にしてまとめても良いか。
 - ・ 男子のツーブロックについて、許可してほしい。

以上の要望を受け、生徒指導部を中心に検討し、暫定的に下記の対応をとることとした。

検討結果

- (1) 防寒着について
 - ・ 防寒着の着用期間は、現状通り「12月～3月」までとする。
 - ・ 着用するものについては、「派手でないもの」、「ふさふさの部分があっても可」、「長すぎないもの」とする。特に、自転車通学生は安全面を考慮し、ペダルやギヤに巻き込まれない長さにする。
 - ・ 防寒着の着脱は、教室で行う。脱いだ上着は、自分の棚に片付けること。
- (2) 髪型について
 - ・ 女子生徒の髪型について、長い場合はお団子にまとめても良い。
 - ※ 女子生徒の髪型の再確認として
 - ・ 肩についたら結ぶ。
 - ・ 前髪が目にかかる場合は、ピンでとめる。
 - ・ 清潔感があり、高校入試に臨める髪型であること(パーマ、染色は禁止)
 - ・ 特に事情がある場合は、学級担任に相談すること。
 - ・ 男子生徒のツーブロックについては、検討すべき点が多くあり、今回の協議だけで判断するには難しいことから、保留とする。今後も検討は続けていく。

生徒心得の変更(上記の防寒着(上着)の着用、女子生徒の髪型)については、令和6年度の生徒総会で決定するものとし、今年度については、決定までの試行期間として許可する。